

登別市指定給水装置工事事業者一覧

	事業者名	事業者住所	電話番号	修理対応箇所		対応曜日				営業時間	指定の有効期間	
				屋内	屋外	平日	土曜	祝日	日曜			
登別市内	興和工業(株)	新栄町1番地12	88-1101	●	●	●				8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	(株)荒川設備	栄町3丁目18番地5	86-7138	●	●	●	●			8:00~17:00 (会社指定休有)	令和7年9月29日まで	
	磯松建設(株)	幌別町5丁目25番地7	85-2338	●	●	●				8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	オール設備(株)	中央町1丁目4番地10	85-2169	●	●	●	●			8:00~17:00 (土曜隔週休)	令和7年9月29日まで	
	(株)ゴウダ	片倉町2丁目24番地26	85-5029	●	●	●				8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	(株)藤田設備工業	登別港町1丁目4番地31	83-3154	●	●	●	●			8:00~17:00 (第1・第3土曜営業)	令和7年9月29日まで	
	(株)管工設備	新生町4丁目6番地6	86-6166	●	●	●				8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	登別管工事業協同組合	中央町1丁目10番地5	85-3379	●	●	●				8:00~17:00	令和8年9月29日まで	
	(有)水道屋	新生町1丁目12番地2	82-4110	●	●	●	●			8:00~17:00	令和8年9月29日まで	
	(有)ダイワガス住設	栄町3丁目9番地1	86-7183	●	●	●	●			8:30~17:30	令和9年9月29日まで	
	(有)誠住宅設備プランニング	栄町4丁目12番地4	87-1201	●	●	●	●			8:00~17:00	令和9年9月29日まで	
	(有)野呂商会	幸町5丁目11番地4	88-0355	●	●	●	●			8:00~17:00	令和9年9月29日まで	
	片倉設備(屋号)	片倉町4丁目9番地2	85-9693	●	●	●	●			8:00~17:00	令和9年9月29日まで	
	(株)戸田設備	鶯別町6丁目33番地4	86-2976	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。								令和5年9月29日まで
	北海パイプライン(株)	幌別町5丁目10番地	88-2650	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。								令和6年9月29日まで
	創和北海建設(株)	青葉町51番地1	85-8588	●	●	●	●			8:00~17:00	令和7年11月23日まで	
	名取設備(屋号)	幌別町6丁目24番地4	83-7293	●	●	●	●			8:00~17:00	令和7年11月23日まで	
	(株)北登設備	美園町1丁目26番地17	84-9430	●	●	●	●			8:00~17:00	令和8年4月18日まで	
(有)ムロト	若山町1丁目9番地8	85-8374	●		●	●			8:00~17:00	令和8年4月20日まで		
室蘭市内	高橋衛生工業(株)	知利別町2丁目8番15号	44-3866	●	●	●	●			8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	(株)ノースクリエート	八丁平4丁目43番3号	47-7011	●	●	●				8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	佐藤設備工業(株)	築地町138番地7	24-3425	●	●	●	●			8:00~17:00 (会社指定休有)	令和7年9月29日まで	
	(株)丸三建設	宮の森町2丁目106番地	44-2454	●	●	●	●			8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	(有)和歌山設備設計	宮の森町3丁目16番3号	43-2602	●	●	●	●			8:00~17:00 (土曜不定休)	令和7年9月29日まで	
	(株)ユニオン建設	東町2丁目2番15号	41-3901	●	●	●	●			8:00~17:00 (祝日の無い週の土曜)	令和7年9月29日まで	
	創栄設備工業(株)	日の出町1丁目5番4号	45-5011	●	●	●	●			8:00~17:00 (会社指定休有)	令和7年9月29日まで	
	三栄設備(株)	東町1丁目6番30号	45-4822	●	●	●	●			8:00~17:00 (第1・第3土曜営業)	令和7年9月29日まで	
	小川工業(株)	母恋北町1丁目2番5号	24-3011	●	●	●	●			8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	(有)東進設備工業	母恋南町3丁目48番地146	24-7462	●	●	●				9:00~17:00	令和8年9月29日まで	
	(株)高橋管工舎	母恋南町4丁目73番地の37	23-0802	●	●	●	●			8:00~17:00	令和8年9月29日まで	
	(有)巨配管工業	本輪西町4丁目12番8号	55-2902	●	●	●				8:00~17:00	令和8年9月29日まで	
	木下建設(株)	寿町2丁目6番4号	44-3469	●	●	●				8:00~17:00	令和8年9月29日まで	
	秋吉設備(株)	東町4丁目13番3号	47-0111	●	●	●				8:00~17:00	令和8年9月29日まで	
	(株)小島商事	母恋北町2丁目7番4号	22-9091	●	●	●	●			8:00~17:00	令和9年9月29日まで	
	上口建設(株)	日の出町3丁目4番1号	83-6880	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。								令和5年9月29日まで
	ISK合同会社	港南町1丁目29番2号	23-1505	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。								令和5年9月29日まで
	(株)大友設備	知利別町2丁目1番4号	44-8478	●	●	●	●			8:00~17:00	令和8年9月12日まで	
(株)興伸工機	東町3丁目8番4号	47-0900	●	●	●	●			8:00~17:00	令和10年1月31日まで		
道内	(株)北洋公管	白老郡白老町若草町1丁目2番20号	0144-82-5959	●	●	●	●			8:00~17:00 (第2土曜休)	令和7年9月29日まで	
	(株)畑商会	伊達市松ヶ枝町58番地	0142-23-2876	●	●	●	●			8:00~17:00	令和7年9月29日まで	
	タカ・ライクワイト(有)	白老郡白老町字竹浦201番地の165	0144-87-4700	●	●	●				8:00~17:00	令和9年9月29日まで	
	大谷産業(株)	苫小牧市新明町1丁目1番8号	0144-55-2166	●	●	●				8:00~17:00	令和9年9月29日まで	
	日南産業(株)	札幌市東区東雁来6条2丁目6番18号	011-791-3000	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和5年9月29日まで	
	(株)新勝工業	伊達市舟岡町130番地2	0142-25-4141	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和5年9月29日まで	
	(株)アーキテクノ	苫小牧市有珠の沢町4丁目4番7号	0144-76-4477	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和5年9月29日まで	
	(株)コスモテック	札幌市厚別区厚別西3条5丁目5番15号	011-398-8340	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和5年9月29日まで	
	東成設備(株)	苫小牧市汐見町1丁目2番21号	0144-36-7788	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和5年9月29日まで	
	高橋設備(屋号)	伊達市舟岡町45-74	0142-25-6516	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和5年9月29日まで	
	(株)溝淵建設	札幌市北区百合が原5丁目6番17号	011-774-2754	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和6年9月29日まで	
	(株)アーヴァンコーポレーション	札幌市豊平区豊平1条2丁目1番12号	0120-9109-888	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和6年9月29日まで	
	(有)水工社	夕張郡栗山町旭105番地4	0120-72-5283	●	●	●				9:00~17:00	令和9年2月7日まで	
	尾崎設備工業(株)	恵庭市駒場町6丁目1番3号	0123-32-4477	●	●	●				9:00~17:00	令和9年5月19日まで	
	道外	(株)イスマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号	06-6631-7449	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和6年9月29日まで
(株)クラシアン		神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目2番地1	0120-500-500	未確認のため、左記電話番号へ連絡し確認して下さい。							令和6年9月29日まで	

・表中の修理対応箇所は、以下のとおりです。

屋内	屋内の給水装置(蛇口、水抜栓、トイレの水漏れ等)を修理する工事
屋外	屋外の給水装置(散水栓、メーターボックス、止水栓等)を修理する工事

登別市ホームページ(水道の管理)

QRコードはこちら



※指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。